別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
1	小舟渡海岸 （階上町大字道仏字廿一）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		614m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に公園がある区間については、日常巡視や臨時点検に際し、特に護岸の破損やクラック等に留意する。
			消波工		145m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		1基	－	－	－	－	－	－			
2	小舟渡漁港海岸 （階上町大字道仏字廿一）	青森県知事（水産庁）	護岸		180m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
3	榊海岸 （階上町大字道仏字榊山）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		219m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に青森栽培漁業センターが近接している区間については、日常巡視や臨時点検に際し、特に護岸の沈下や破損等に留意する。
			人工リーフ		1基 165m	－	－	－	－	－	－			
4	追越漁港海岸 （階上町大字道仏字浜久保）	階上町長（水産庁）	護岸		188m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
5	大蛇海岸 （階上町大字道仏字浜久保～字大蛇）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		326m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			陸閘		2基	－	－	－	－	－	－			
6	大蛇漁港海岸 （階上町大字道仏字大蛇）	階上町長（水産庁）	護岸		18m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
7	道仏海岸 （階上町大字道仏字大蛇）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		88m	6.0	－	－	－	－	－	階上町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に公共施設があることから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に護岸の破損やクラック等に留意する。
8	白浜海岸 （八戸市大字鮫町字堀込～字日蔭沢）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		622m	5.0	－	－	－	－	－	八戸市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されていることから、日常巡視や臨時点検に際し、特に利用者の安全に留意すると共に、砂浜の地形変化状況を監視する。
			離岸堤		2基 272m	－	－	－	－	－	－			
9	八戸漁港海岸 （八戸市大字鮫町字下盲久保）	青森県知事（水産庁）	護岸		178m	6.0	－	－	－	－	－	八戸市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
10	八戸港海岸 鮫町地区 （八戸市大字鮫町字鮫～字下松苗場）	青森県知事（港湾局）	護岸		455m	6.0	－	－	－	－	－	八戸市	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されている区間については、日常巡視に際し、特に利用者の安全に留意すると共に、砂浜の地形変化状況を監視する。
			突堤		2基 228m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		1基 164m	－	－	－	－	－	－			
11	八戸港海岸 河原木地区 （八戸市豊洲）	青森県知事（港湾局）	堤防		54m	4.7	－	－	－	－	－	八戸市	工業地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
12	八戸港海岸 八太郎地区 （八戸市大字市川町字浜～大字河原木字海岸）	青森県知事（港湾局）	堤防		3,120m	4.5～8.0	－	－	－	－	－	八戸市	工業地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			護岸		1,561m	6.0	－	－	－	－	－			
			消波工		258m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		6基	－	－	－	－	－	－			
13	市川海岸 （八戸市大字市川町字下揚）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防	○	1,398m	8.0	1,398m	8.0	－	－	－	八戸市	工業地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後地が比較的低いことから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に堤防の沈下や損傷等に留意する。
			離岸堤		15基 823m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
14	横道海岸 （おいらせ町松原二丁目～一川目一丁目）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		3,735m	7.0～7.5	－	－	－	－	－	おいらせ町	住宅地 工業地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。 ・背後地が比較的低いことから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に堤防の沈下や損傷等に留意する。
			ヘッドランド		3基 900m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		3,739m	－	－	－	－	－	－			
			水門		1基	－	－	－	－	－	－			
15	百石海岸 （おいらせ町一川目一丁目～二川目四丁目）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防	○	2,506m	6.0	2,506m	7.0	－	－	－	おいらせ町	住宅地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。 ・利用者が訪れる海岸であることから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意すると共に、砂浜の地形変化状況を監視する。
			ヘッドランド		1基 300m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		2基 400m	－	－	－	－	－	－			
			水門		2基	－	－	－	－	－	－			
16	三沢漁港海岸 （三沢市大字三沢字浜通）	青森県知事（水産庁）	護岸		864m	3.3	－	－	－	－	－	三沢市	林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			突堤		6基 1,309m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		1基 105m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
17	三沢海岸 （三沢市三川目一丁目～大字塩釜三丁目）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		611m 2,260m	6.0 7.0	－	－	－	－	－	三沢市	住宅地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。
			ヘッドランド		13基 2,600m	－	－	－	－	－	－			
			突堤		100m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		981m	－	－	－	－	－	－			
18	むつ小川原港海岸 尾駮・鷹架地区 （上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付）	青森県知事（港湾局）	護岸		400m	6.0	－	－	－	－	－	六ヶ所村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・背後に国家石油備蓄基地が所在するため、当該区間については、日常巡視や臨時点検の際、護岸の防護機能に影響を及ぼすような変状の有無を重点的に監視する。
19	むつ小川原港海岸 尾駮地区 （上北郡六ヶ所村大字尾駮字三ツ森～字野附）	青森県知事（港湾局）	離岸堤	◎	5基 1,000m	－	1,030m	6.0	－	－	－	六ヶ所村	林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
20	泊海岸 （六ヶ所村大字泊字川原）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		940m	6.0	－	－	－	－	－	六ヶ所村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に堤防の沈下や損傷等に留意すると共に、砂浜の地形変化状況を監視する。
			水門		1基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設										
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
21	白糠漁港海岸 （六ヶ所村大字泊字川原～東通村大字白糠字赤平）	青森県知事（水産庁）	堤防	○	2,270m	6.0	2,270m	6.0	－	－	－	六ヶ所村 東通村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			護岸	○	983m	6.0	983m	6.0	－	－	－			
			離岸堤		1基 160m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	9基	－	8基	－	－	－	－			
22	老部海岸 （東通村大字白糠字赤平～字老部）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		335m	6.0	－	－	－	－	－	東通村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			護岸		1,764m	6.0	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		1基 97m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		12基	－	－	－	－	－	－			
23	尻屋漁港海岸 （東通村大字尻屋字八重越～字ツボケ沢）	青森県知事（水産庁）	突堤		2基 108m	－	－	－	－	－	－	東通村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
24	尻屋海岸 （東通村大字尻屋字水神）	青森県知事（水管理・国土保全局）	突堤		1基 49m	－	－	－	－	－	－	東通村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検に際しては、施設の沈下やブロックの飛散等に留意する。
			人工リーフ		2基 160m	－	－	－	－	－	－			
25	岩屋漁港海岸 （東通村大字岩屋字往来）	東通村長（水産庁）	護岸		706m	6.0	－	－	－	－	－	東通村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			離岸堤		5基 489m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		8基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
26	岩屋納屋海岸 （東通村大字岩屋字往来～字苦蕨平）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		502m	4.0	－	－	－	－	－	東通村	住宅地 林地等	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に堤防の沈下や損傷等に留意すると共に、砂浜の地形変化状況を監視する。
			離岸堤		1基 161m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		2基 247m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		372m	－	－	－	－	－	－			
27	稲崎入口海岸 （東通村大字野牛字古野牛川～字稲崎平）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		216m	4.0	－	－	－	－	－	東通村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食傾向にある海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、護岸基礎部の洗掘及び堤体の吸出しによる空洞の発生の有無等に留意する。
			護岸		1,328m	4.0	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		4基 800m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		317m	－	－	－	－	－	－			
28	野牛漁港海岸 （東通村大字野牛字釜ノ平）	青森県知事（水産庁）	離岸堤		2基 212m	－	－	－	－	－	－	東通村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
			消波堤		132m	－	－	－	－	－	－			
29	木目海岸 （東通村大字野牛字稲崎）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		35m	4.0	－	－	－	－	－	東通村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食傾向にある海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
30	大利海岸 （東通村大字蒲野沢字浜ノ平）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		26m	4.0	－	－	－	－	－	東通村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。
			消波堤		2,800m	－	－	－	－	－	－			
31	北関根海岸 （むつ市大字関根字水川目）	青森県知事（水管理・国土保全局）	消波堤		352m	－	－	－	－	－	－	むつ市	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食傾向にある海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。
32	関根漁港海岸 （むつ市大字関根字北関根～関根字前浜）	むつ市長（水産庁）	護岸		67m	2.8	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・直立堤であり、前面の砂場へのアクセスが考えられるため、利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物のクラックや破損に留意する。
			突堤		2基 90m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		1基 24m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		294m	－	－	－	－	－	－			
33	烏沢海岸 （むつ市大字関根字前浜）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		535m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。
			護岸		2,676m	4.0	－	－	－	－	－			
			突堤		11基 240m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ	◎	2基 470m	－	9基 1,860m	－	－	－	－			
			消波堤		2,430m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
34	正津川漁港海岸 （むつ市大畑町正津川）	青森県知事（水産庁）	護岸		757m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
			突堤		1基 33m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		4基 401m	－	－	－	－	－	－			
35	正津川海岸 （むつ市大畑町小津川～水木沢）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		1,066m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・侵食傾向にある海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、砂浜の地形変化状況を監視する。
			突堤		1基 24m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		6基 404m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		1基 170m	－	－	－	－	－	－			
36	大畑漁港海岸 （むつ市大畑町釣屋浜～水木沢）	青森県知事（水産庁）	護岸		2,648m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。
			離岸堤		2基 152m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		2基 281m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	4基	－	1基	－	－	－	－			
37	釣屋浜海岸 （むつ市大畑町釣屋浜）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		391m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			護岸		100m	4.0	－	－	－	－	－			
			消波堤		416m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		5基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
38	鍵掛海岸 （むつ市大畑町鍵掛～木野部）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		305m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			消波堤		302m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		1基	－	－	－	－	－	－			
39	木野部漁港海岸 （むつ市大畑町字木野部～大畑町字佐助川）	むつ市長（水産庁）	護岸		827m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・直立堤であり、前面に磯浜、背後に国道があるため利用者の安全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			離岸堤		4基 266m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		1基	－	1基	－	－	－	－			
40	木野部海岸 （むつ市大畑町佐助川）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		855m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・環境学習等に利用されることから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
			消波堤		574m	－	－	－	－	－	－			
41	甲海岸 （むつ市大畑町小赤川～風間浦村大字下風呂字甲平ノ下）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		1,014m	4.0	－	－	－	－	－	むつ市 風間浦村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に護岸の沈下や損傷等に留意する。
			突堤		3基 353m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		685m	－	685m	－	－	－	－			
			消波工		193m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設										
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
42	下風呂海岸 （風間浦村大字下風呂字甲平ノ上～字畑尻ノ下）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		1,196m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・人工リーフについては、漁船の航行の支障とならないよう、被覆ブロックの飛散や不陸等の発生の有無に留意する。
			突堤		8基 221m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		1基 44m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		6基 725m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		687m	－	－	－	－	－	－			
43	下風呂漁港海岸 （風間浦村大字下風呂字街道添～字畑尻ノ下）	青森県知事（水産庁）	護岸		740m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			人工リーフ		1基 152m	－	－	－	－	－	－			
44	焼山崎海岸 （風間浦村大字下風呂字街道添）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		955m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高波による被害が懸念されるため、施設の沈下や損傷及び堤体の吸い出しによる空洞の発生の有無等に留意する。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			人工リーフ		3基 375m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		171m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		1基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
45	桑畑海岸 （風間浦村大字易国間字ニタ川～字上ノ畑）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		1,328m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			突堤		3基 61m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		3基 410m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		1基	－	－	－	－	－	－			
46	易国間海岸 （風間浦村大字易国間字新町～大字蛇浦字沢ノ黒）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		2,155m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、特に緩傾斜護岸の区間について、利用者の安全に支障が無いか留意する。
			離岸堤		1基 86m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		784m	－	－	－	－	－	－			
47	易国間漁港海岸 （風間浦村大字易国間字孫三郎澗～字新町）	青森県知事（水産庁）	護岸		597m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			突堤		1基 60m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		2基 131m	－	－	－	－	－	－			
48	沢の黒海岸 （風間浦村大字蛇浦字沢ノ黒～字新釜谷）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		290m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に護岸の沈下や損傷等に留意する。
			離岸堤		2基 160m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		50m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
49	蛇浦漁港海岸 （風間浦村大字蛇浦字蛇浦～字新釜谷地先）	風間浦村長（水産庁）	護岸		155m	2.4	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、利用者の安全性に配慮し日常巡視に際しては、構造物のクラック、破損及び砂浜の地形変化状況に留意する。
			離岸堤		4基 456m	－	－	－	－	－	－			
50	蛇浦海岸 （風間浦村大字蛇浦字石上～字五郎太）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		69m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、離岸堤の沈下や崩壊等に留意する。
			護岸		958m	4.0	－	－	－	－	－			
			離岸堤		10基 721m	－	－	－	－	－	－			
51	潜石海岸 （風間浦村蛇浦字潜石）	青森県知事（農村振興局）	堤防	○	221m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	農地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・補修を行う。
52	折戸海岸 （風間浦村字折戸～字石積）	青森県知事（農村振興局）	堤防	○	1,100m	4.0	－	－	－	－	－	風間浦村	農地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・補修を行う。
53	下手浜海岸 （風間浦村大字蛇浦字垂水～大間町大字大間字大間平）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		73m	4.0	－	－	－	－	－	大間町 風間浦村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されていることから、日常巡視や臨時点検に際しては、緩傾斜護岸の損傷及び離岸堤の沈下や崩壊等、利用の支障の有無に留意する。
			護岸		2,086m	4.0	－	－	－	－	－			
			離岸堤		8基 743m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		10m	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
54	下手浜漁港海岸 （大間町大字大間字大間平）	青森県知事（水産庁）	護岸		659m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			離岸堤		2基 246m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	3基	－	2基	－	－	－	－			
55	大間海岸 （大間町大字大間字大間平）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		342m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	住宅地 商業地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・下北半島国定公園区域内であることから、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。
			護岸		156m	4.0	－	－	－	－	－			
			突堤		1基 160m	－	－	－	－	－	－			
			離岸堤		1基 178m	－	－	－	－	－	－			
56	大間港海岸 大間A地区 （下北郡大間町大字大間字大間平）	青森県知事（港湾局）	護岸		430m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・人家が護岸にかなり近接した区間があるため、当該区間については、日常巡視や臨時点検の際、護岸の防護機能に影響を及ぼすような変状の有無を重点的に監視する。
			離岸堤		4基 420m	－	－	－	－	－	－			
57	大間港海岸 大間B地区 （下北郡大間町大字大間字細間～字奥戸下道）	青森県知事（港湾局）	堤防		342m	4	－	－	－	－	－	大間町	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			護岸		1,246m	4	－	－	－	－	－			
			離岸堤		4基 825m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		3基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
58	奥戸海岸 （大間町大字奥戸字小奥戸～字向町）	青森県知事（水管理・国土保全局）	堤防		375m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に堤防及び護岸の沈下や損傷等に留意する。
			護岸		617m	4.0	－	－	－	－	－			
			離岸堤		3基 370m	－	－	－	－	－	－			
			消波堤		547m	－	－	－	－	－	－			
59	奥戸漁港海岸 （大間町大字奥戸字浜町通～字向町）	青森県知事（水産庁）	護岸	○	1,180m	4.0	1,180m	4.0	－	－	－	大間町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			離岸堤		7基 776m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	20基	－	15基	－	－	－	－			
60	奥戸海岸 （大間町大字奥戸字黒岩～字船橋）	青森県知事（農村振興局）	堤防		365m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	農地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・補修を行う。 ・日常巡視においては、台風等による波浪の後は、離岸堤の状況や根固めブロックの飛散等に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘の開閉における支障物等に留意する。
			離岸堤		4基 282m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		6基	－	－	－	－	－	－			
61	赤石海岸 （大間町大字奥戸字黒岩～字新釜）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		285m	4.0	－	－	－	－	－	大間町	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視や臨時点検に際しては、特に護岸の沈下や損傷等に留意する。

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
62	原田海岸 （佐井村大字佐井字原田）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		467m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・陸閘を良好な状態に保つよう、操作規則に基づき、定期的に点検・整備を行う。
			離岸堤		4基 399m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘		16基	－	－	－	－	－	－			
63	原田漁港海岸 （佐井村大字佐井字中道）	佐井村長（水産庁）	護岸		222m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	住宅地	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			離岸堤		5基 163m	－	－	－	－	－	－			
64	佐井漁港海岸 （佐井村大字佐井字矢越～字黒岩）	青森県知事（水産庁）	護岸		382m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			離岸堤		5基 434m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	4基	－	－	－	－	－	－			
65	矢越漁港海岸 （佐井村大字佐井字矢越）	佐井村長（水産庁）	護岸		467m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
			陸閘		3基	－	－	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

別表

令和8年9月30日時点

番号	海岸名（地先）	海岸管理者（所管）	海岸保全施設											
			種類	新設：◎ 改良：○	規模（現況）		規模（計画）		規模（気候変動考慮後）※1			受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法※2
					延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	延長等	護岸・堤防の天端高（T.P.m）	整備状況	地域	状況	
66	磯谷海岸 （佐井村大字佐井字矢越～字磯谷）	青森県知事（水管理・国土保全局）	護岸		1,264m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・人工リーフについては、被覆ブロックの飛散や不陸等の発生の有無に留意する。
			突堤		1基 65m	－	－	－	－	－	－			
			人工リーフ		2基 440m	－	－	－	－	－	－			
			消波工		173m	－	－	－	－	－	－			
67	磯谷漁港海岸 （佐井村大字佐井字磯谷）	青森県知事（水産庁）	護岸		566m	4.0	－	－	－	－	－	佐井村	住宅地 その他	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、陸閘閉扉における支障物等に留意する。
			離岸堤		4基 316m	－	－	－	－	－	－			
			陸閘	○	3基	－	2基	－	－	－	－			

※1 気候変動考慮後の規模（計画）については、施設整備時に検討し、決定するものとする。
※2 詳細な維持又は修繕の方法は、各海岸について作成する長寿命化計画に基づくものとする。

図郭位置図

（下北八戸沿岸）

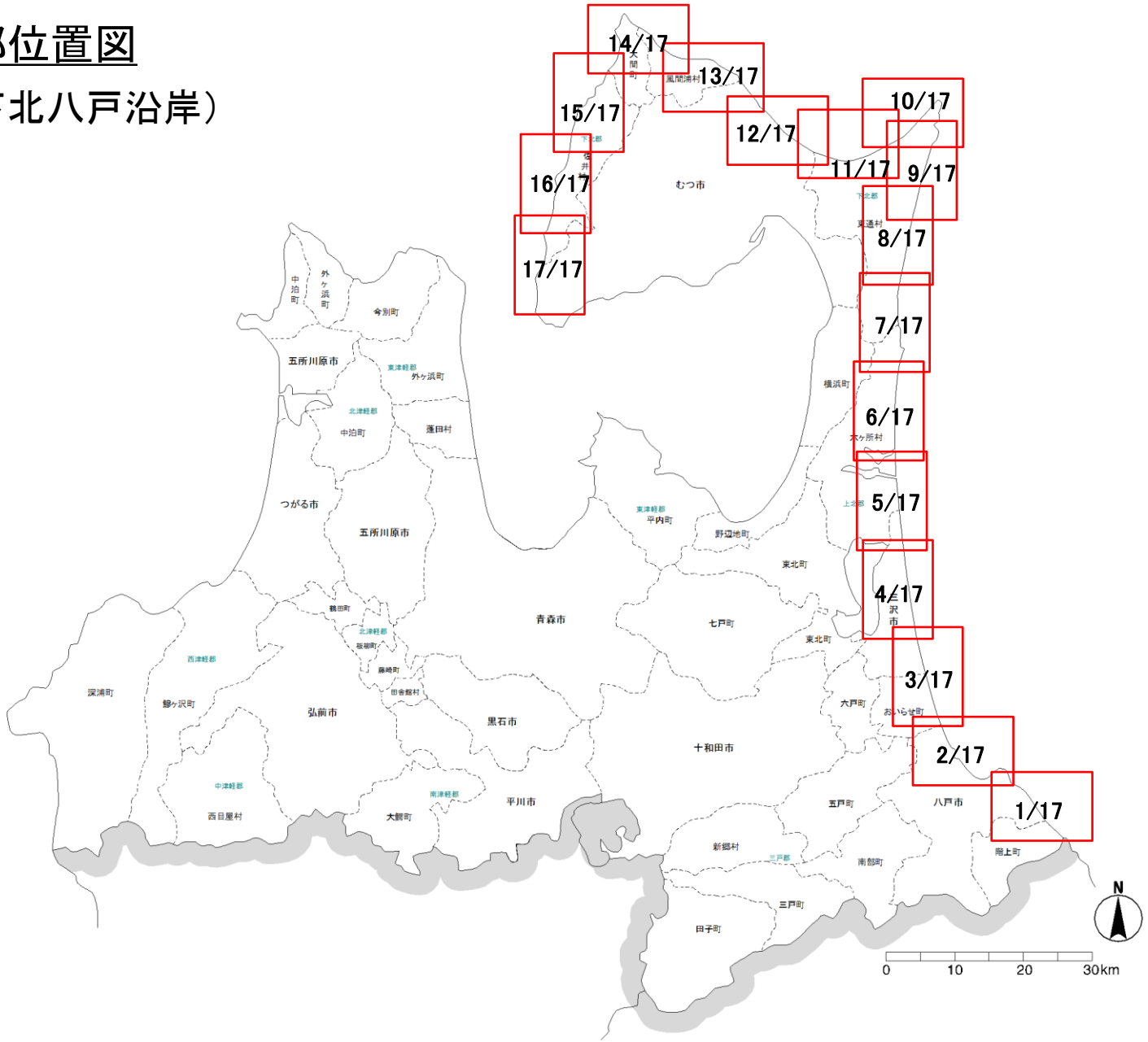

添付図（下北八戸沿岸　1／17）

令和8年9月30日時点

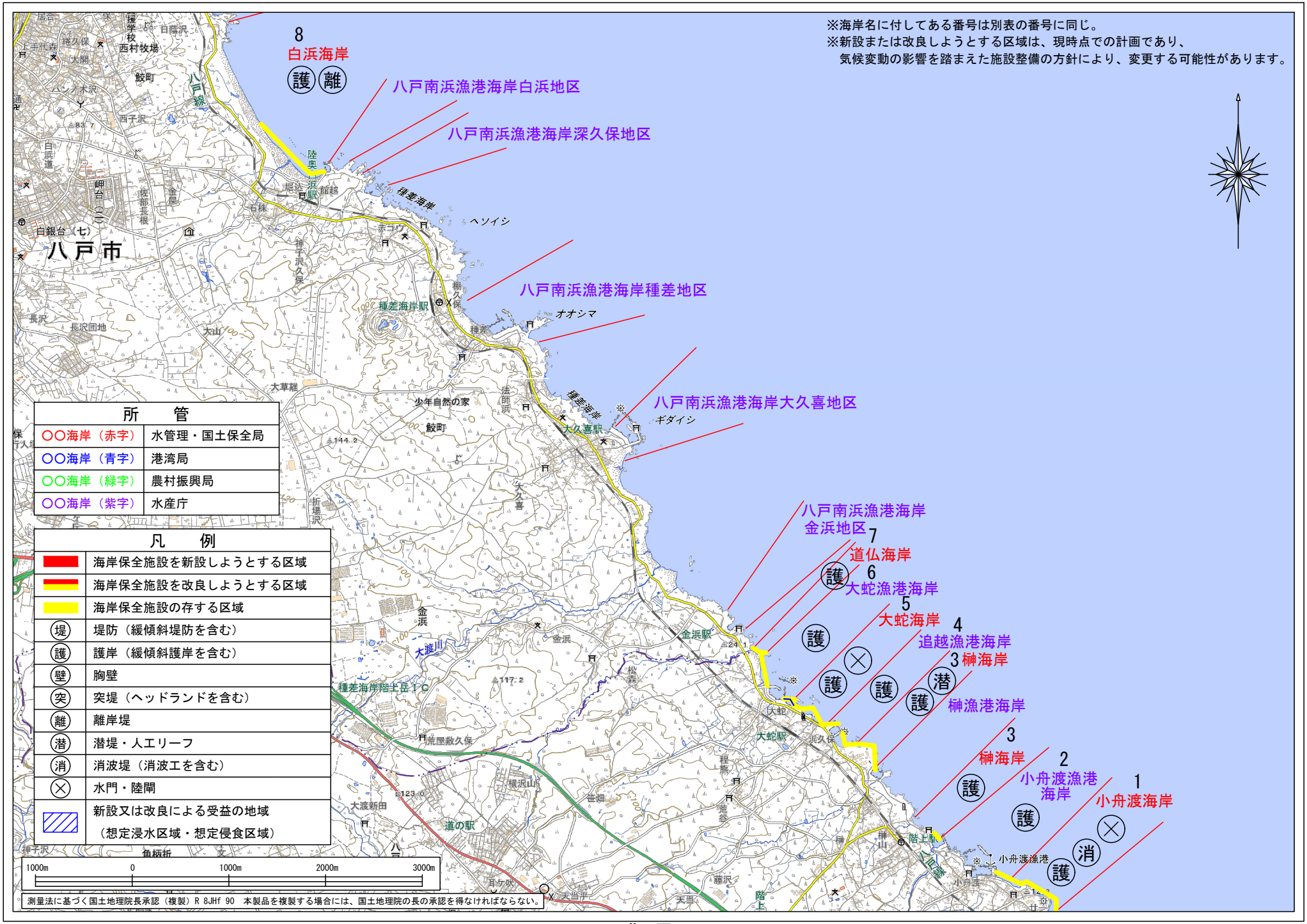

添付図（下北八戸沿岸　2／17）

令和8年9月30日時点

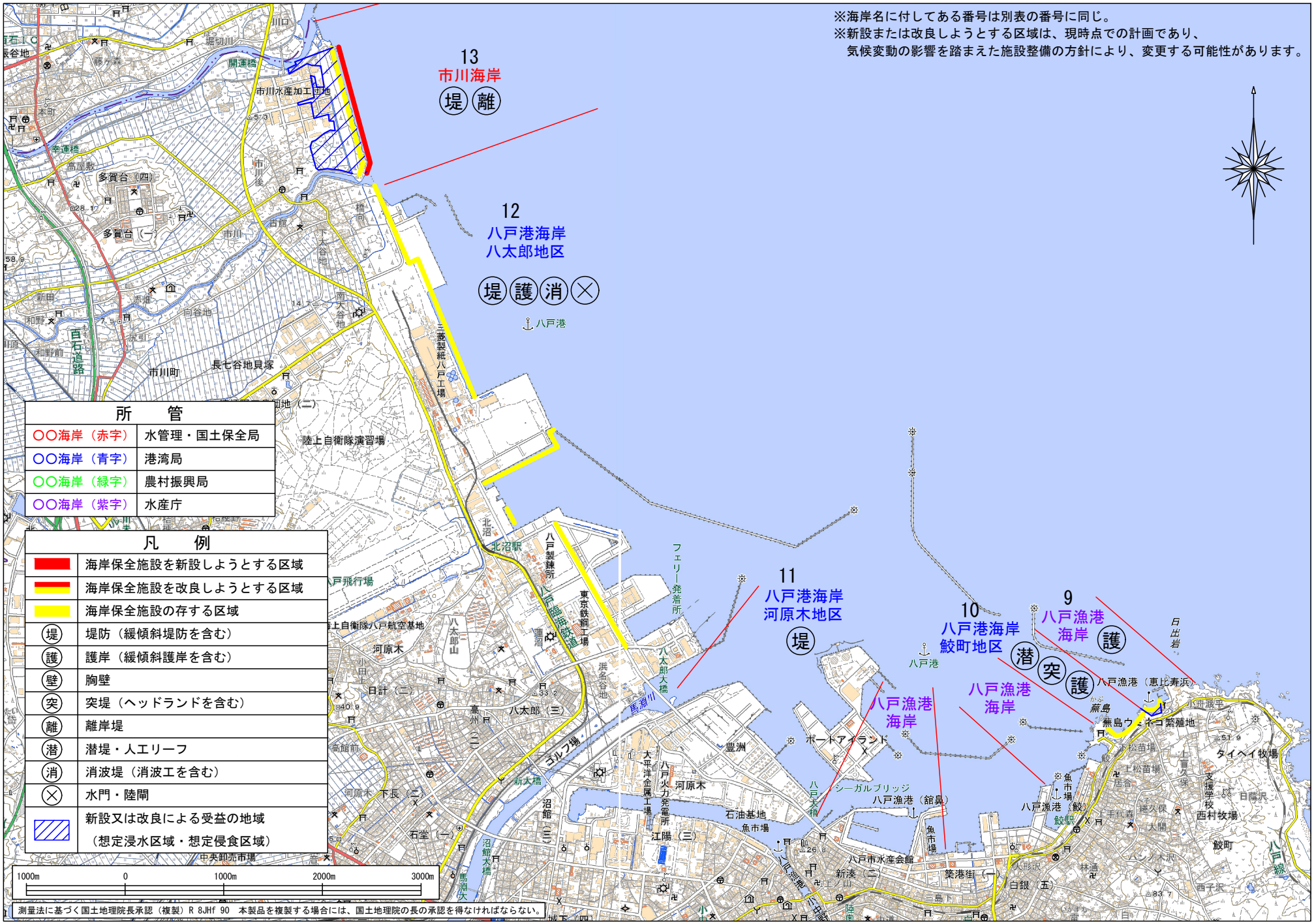

添付図（下北八戸沿岸　3／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

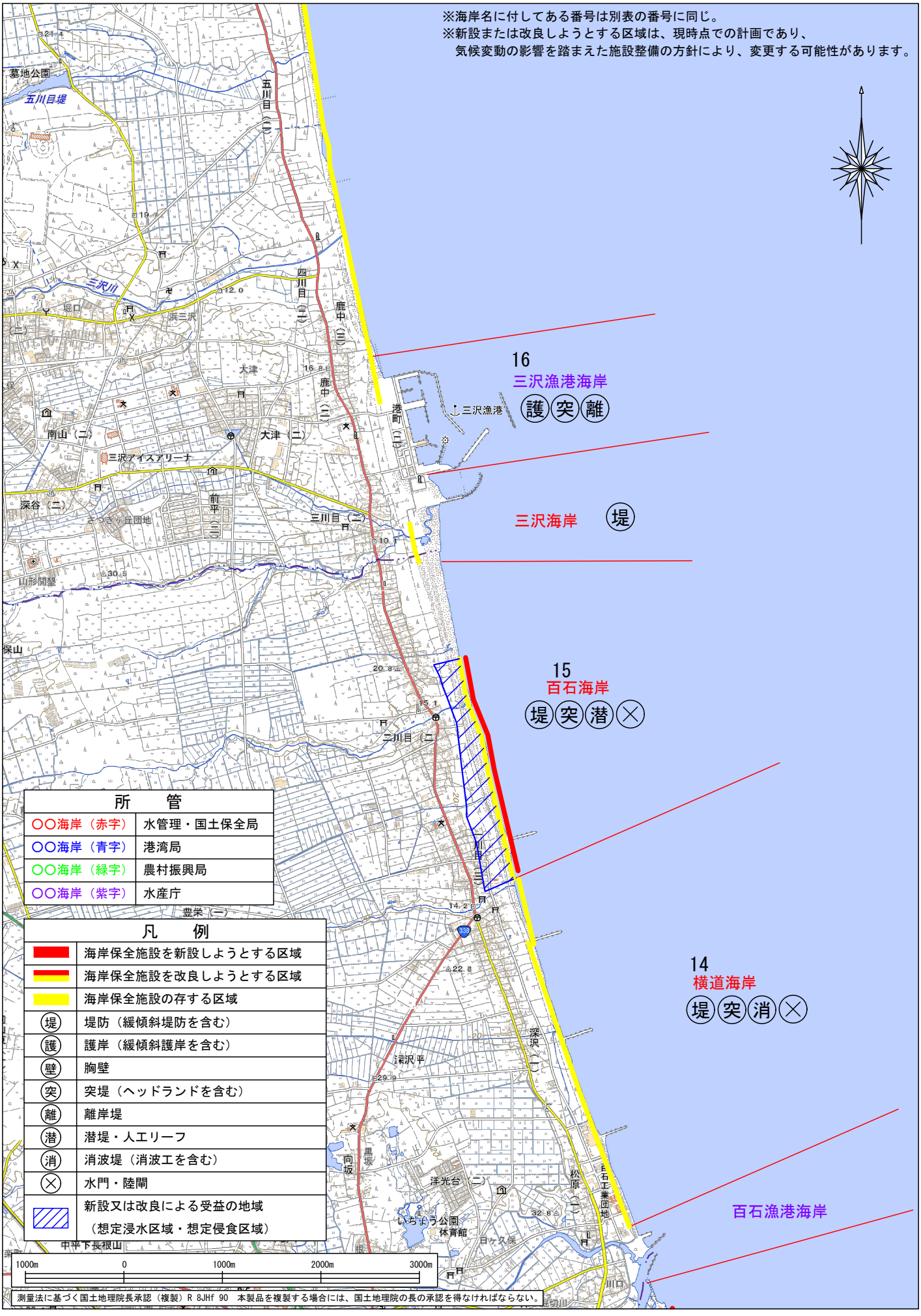

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
×	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

添付図（下北八戸沿岸　4／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

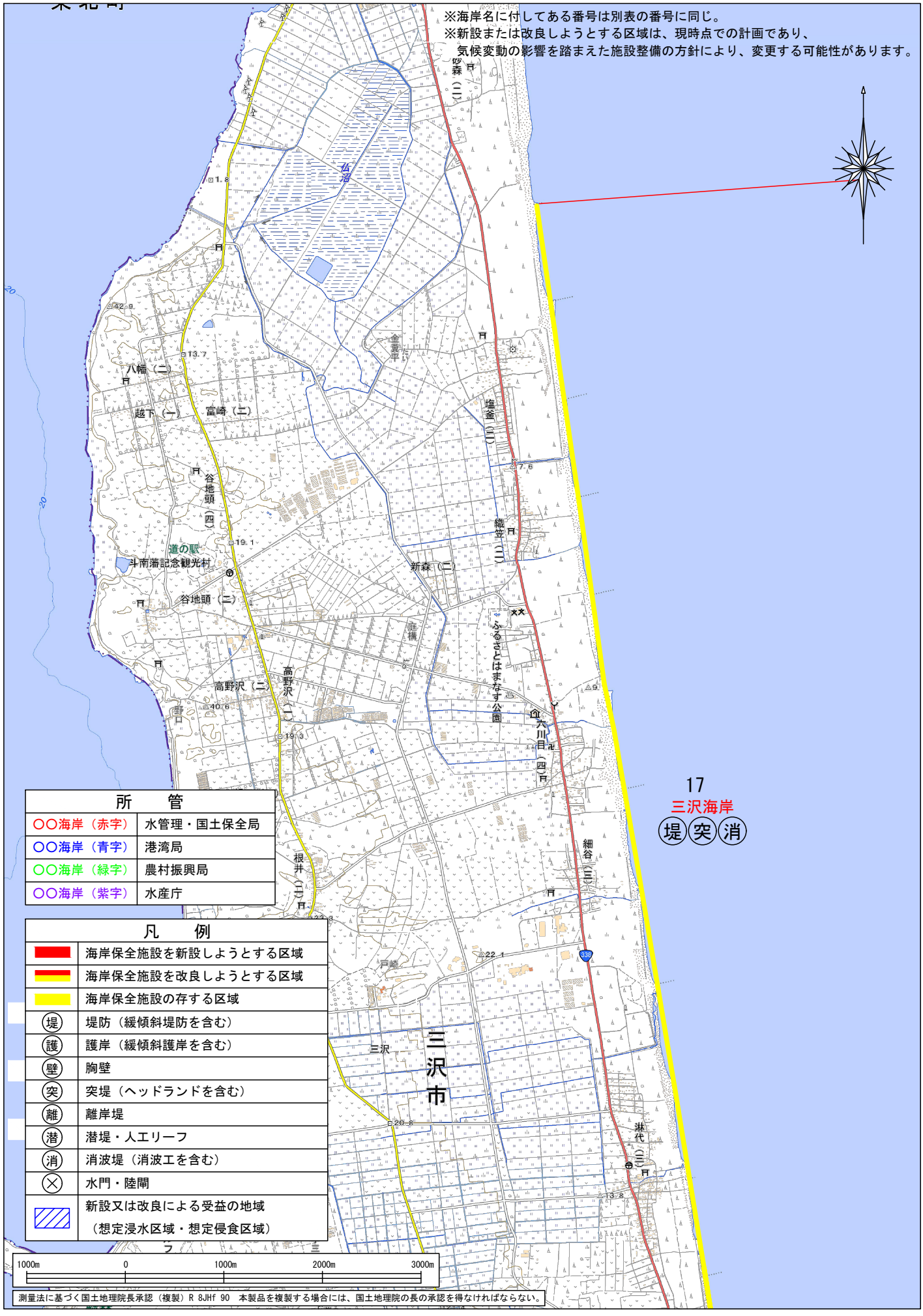

所管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
⊗	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

添付図（下北八戸沿岸　5／17）

令和8年9月30日時点

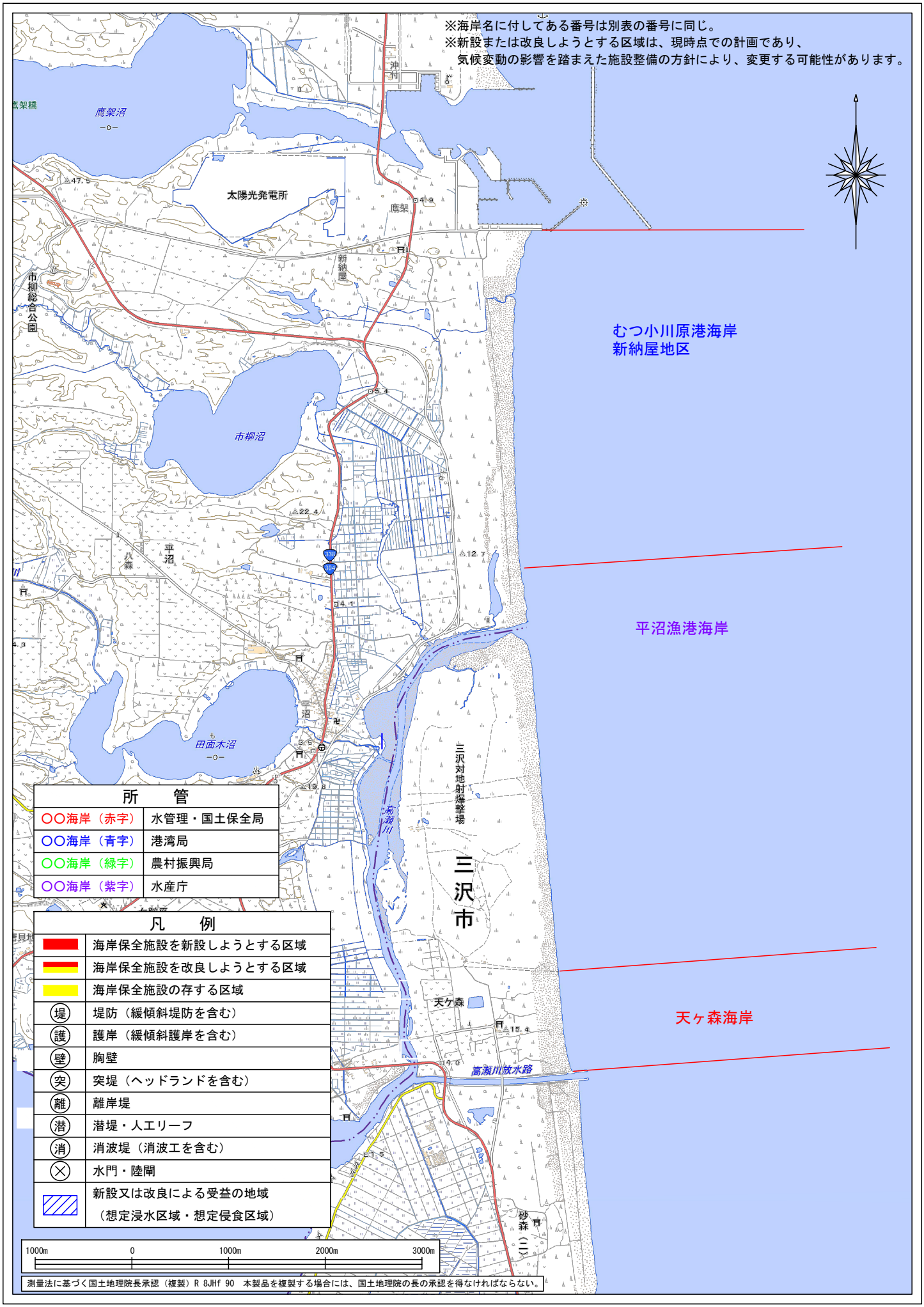

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
⊗	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定侵食区域）

添付図（下北八戸沿岸　6／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

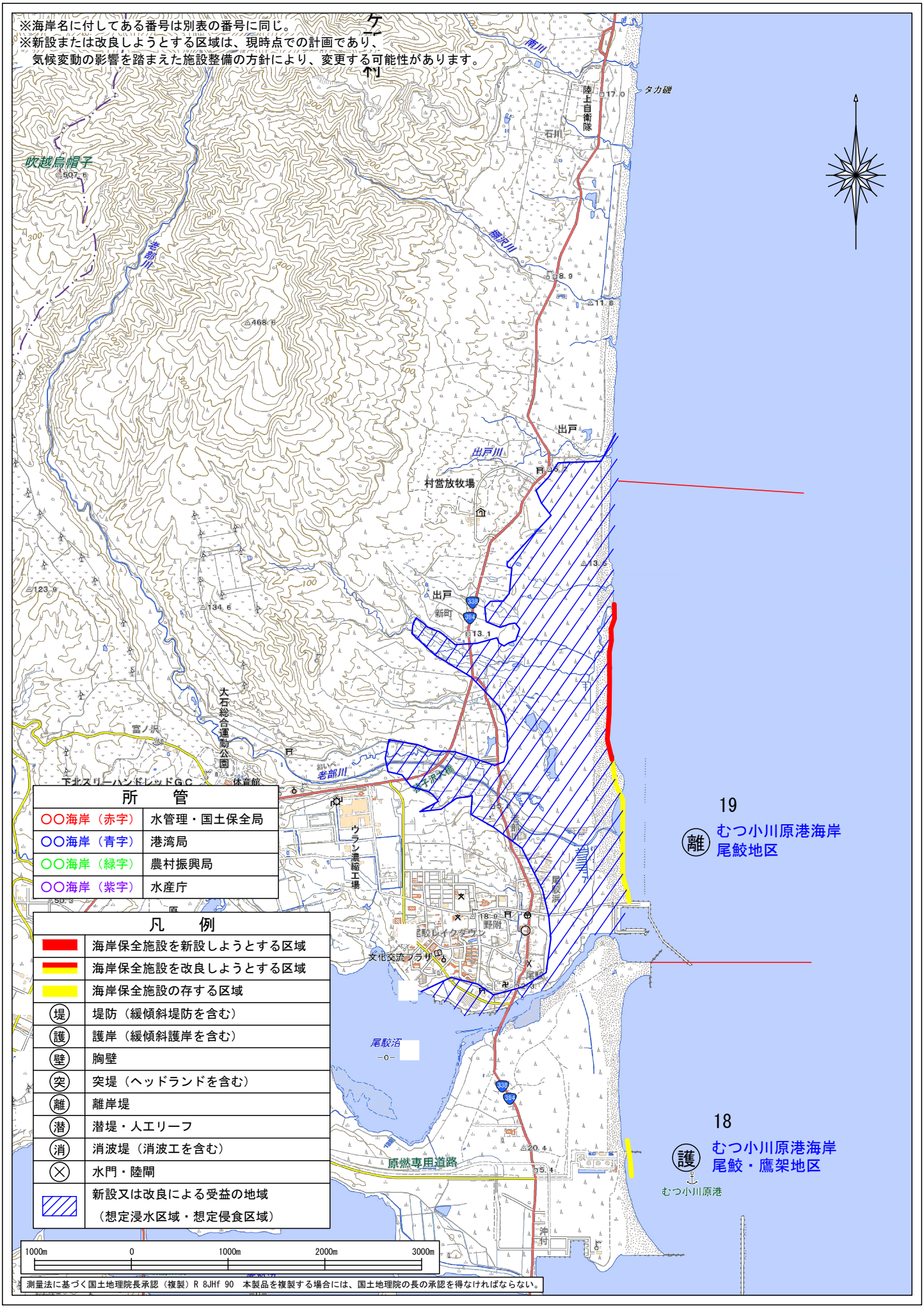

所管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
⊗	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

1000m　0　1000m　2000m　3000m

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　7／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

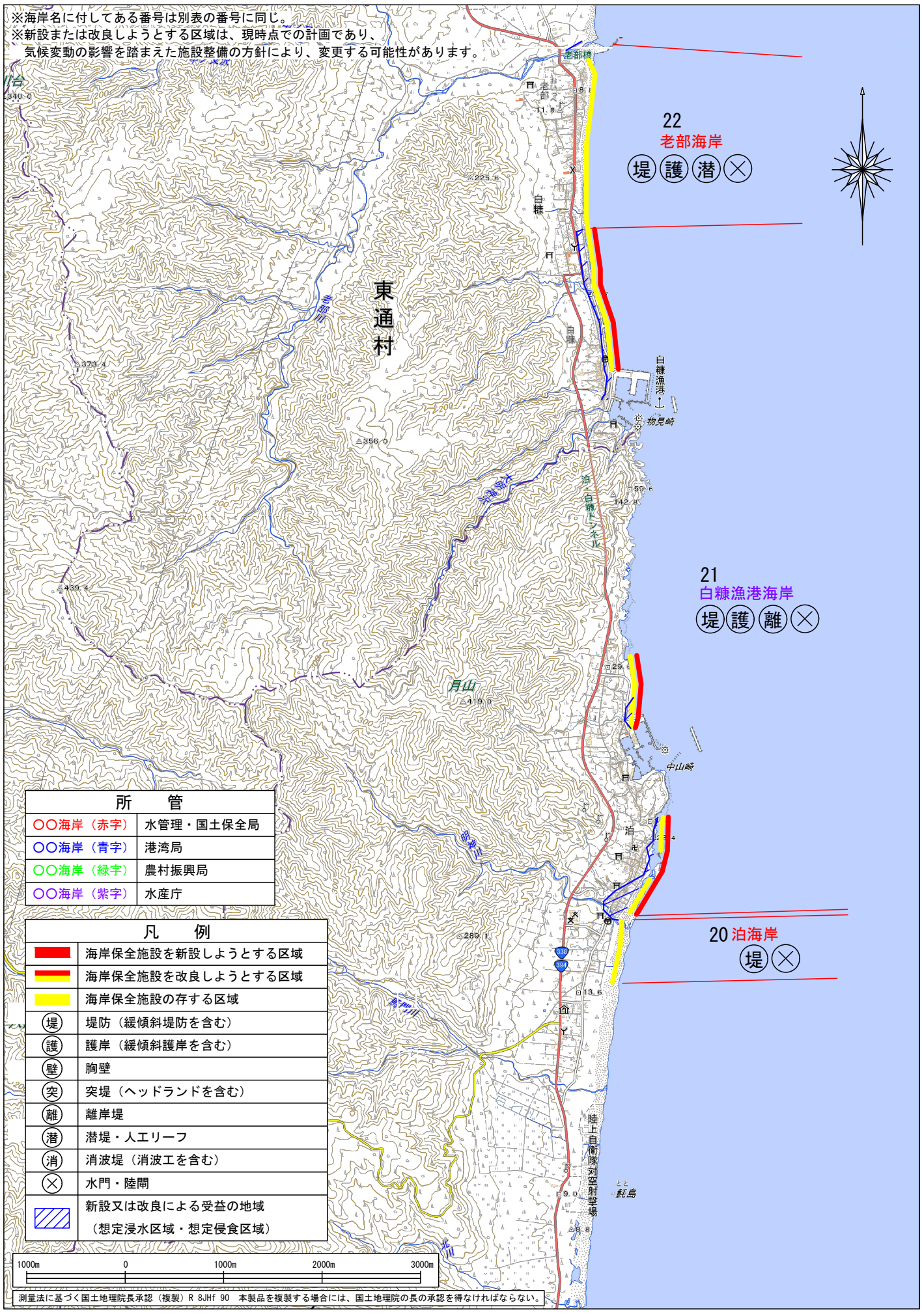

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
⊗	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

添付図（下北八戸沿岸　8／17）

令和8年9月30日時点

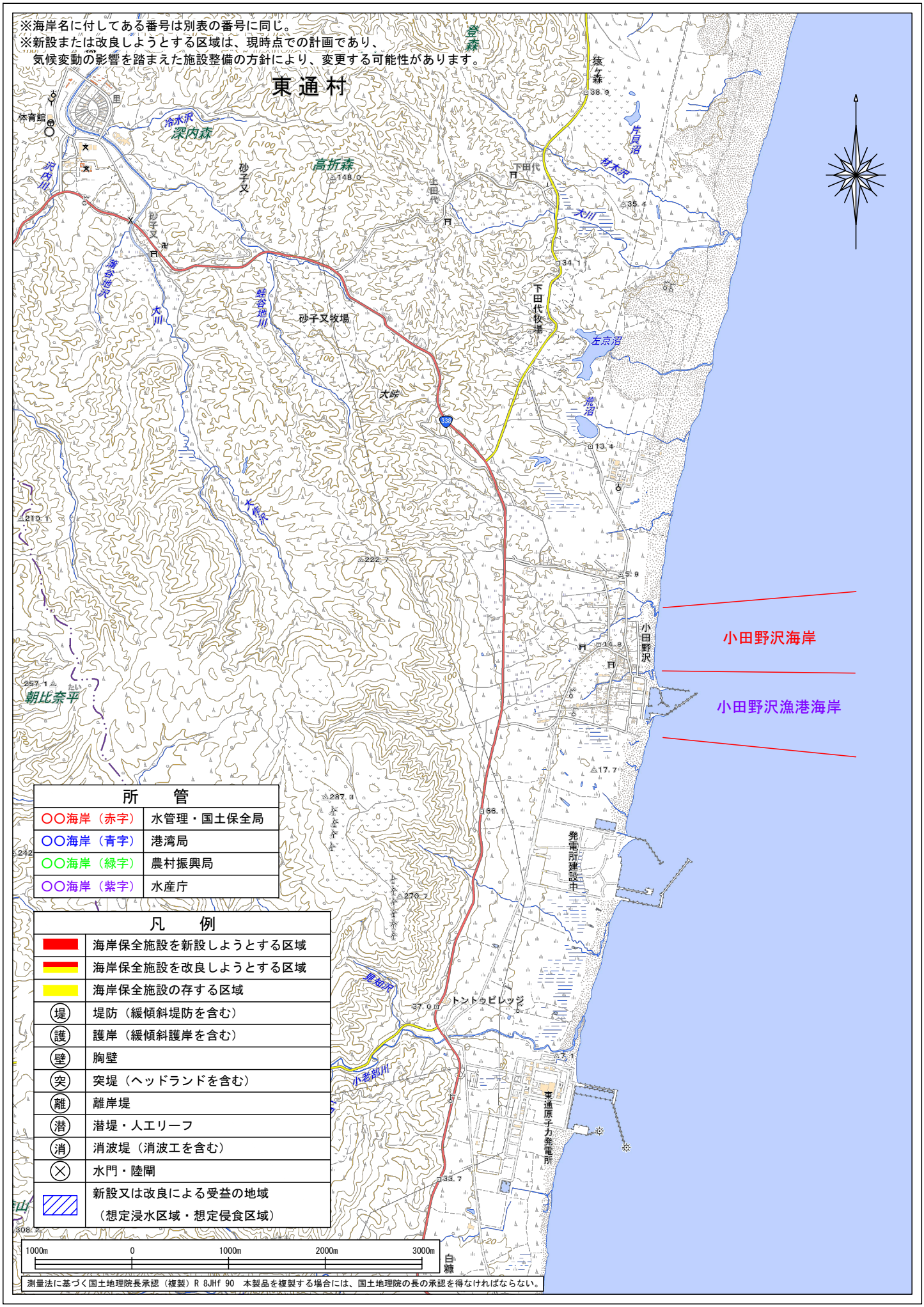

添付図（下北八戸沿岸　9／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

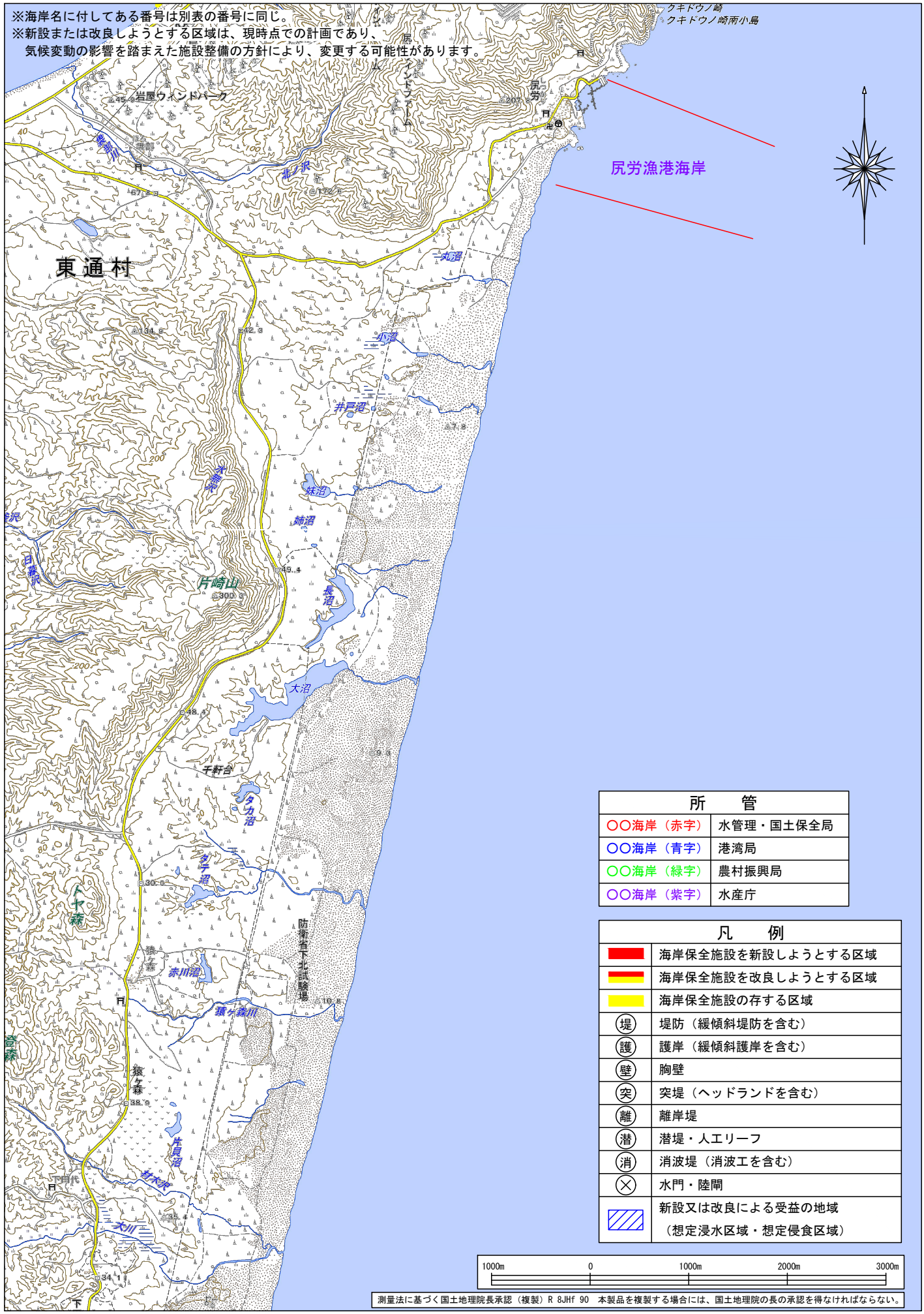

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
×	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

1000m　0　1000m　2000m　3000m

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　10／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

所　　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
⊗	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定侵食区域）

津軽海峡

トド島
大根
尻屋崎
イサゴ島
草石
廻り崎
立待島
寒立馬とその生息地
トシトリ島
藤石崎
弁天島
尻屋岬港
浜尻屋貝塚
岸島
アタカ島
尻屋
尻屋漁港
桑畑山
400.2
岩屋海岸
赤坂
25
岩屋漁港海岸
護 離 ⊗
26
岩屋納屋海岸
護 離 潜 消
24
尻屋海岸
突 潜
23
尻屋漁港海岸
突
岩屋
岩屋ウィンドファーム
尻労ウィンドファーム
岩屋ウィンドパーク
尻労
クキドウノ崎
クキドウノ崎南小島
赤川
北ノ沢
1000m　0　1000m　2000m　3000m

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　11／17）

令和8年9月30日時点

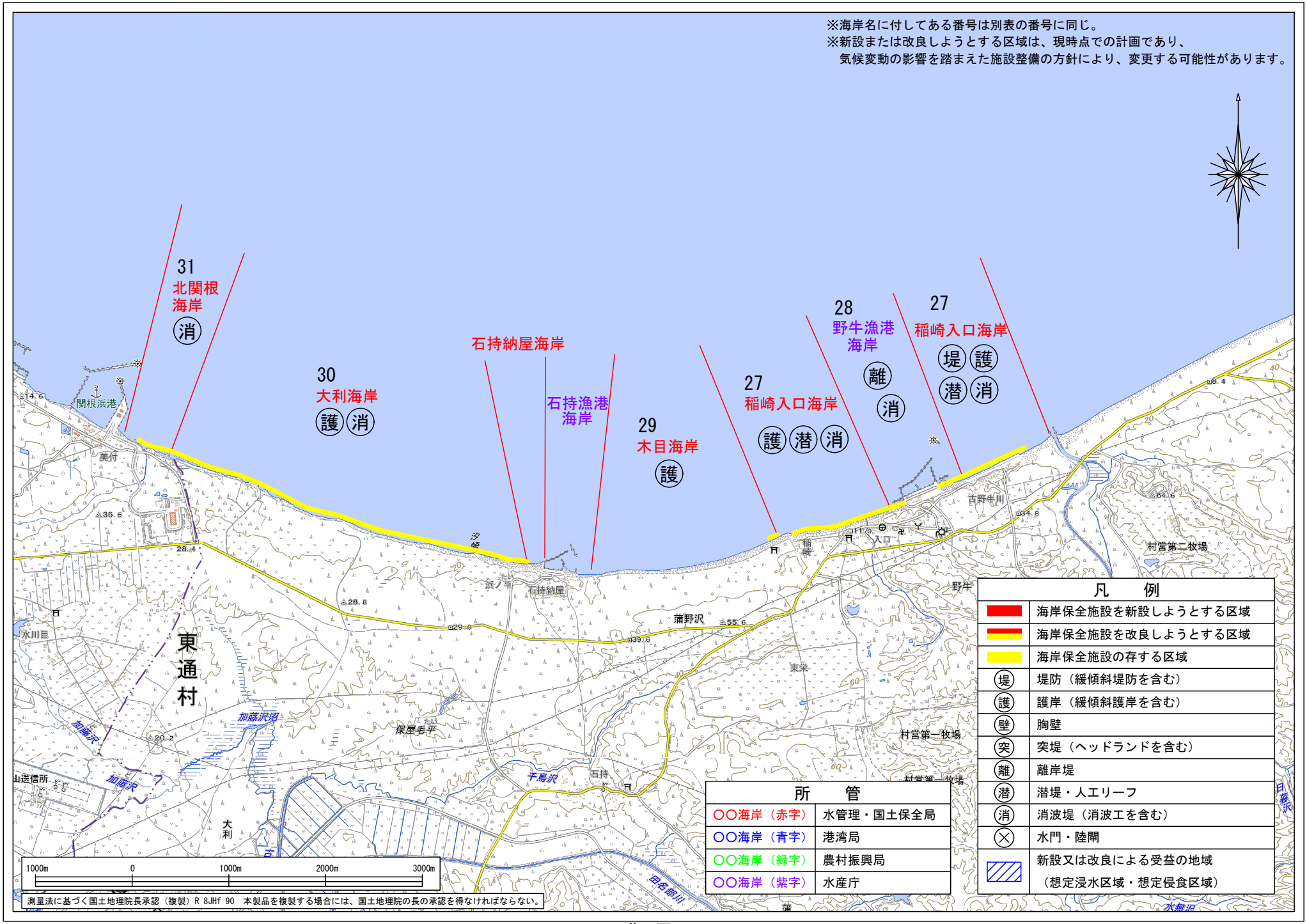

添付図（下北八戸沿岸　12／17）

令和8年9月30日時点

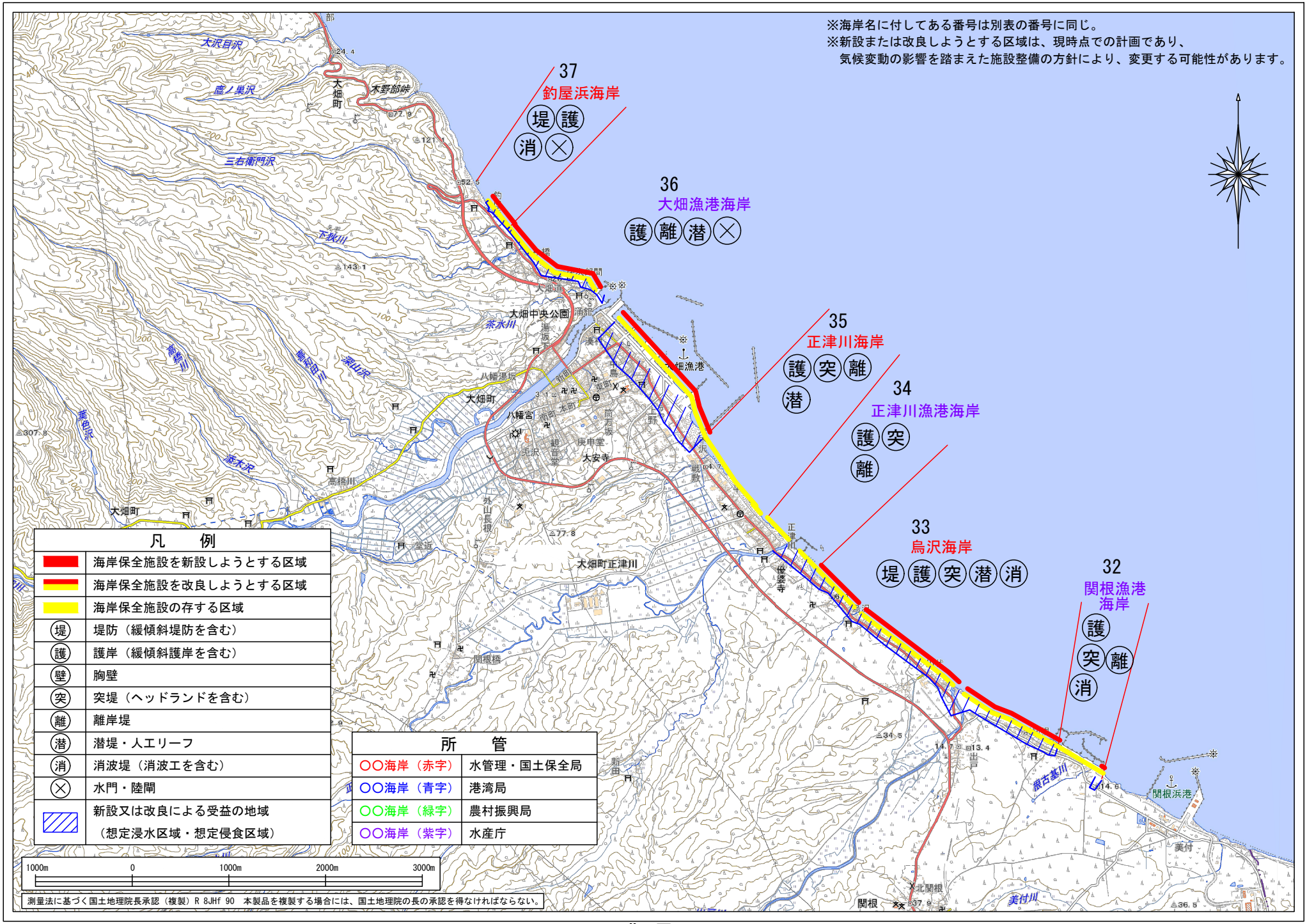

添付図（下北八戸沿岸　13／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

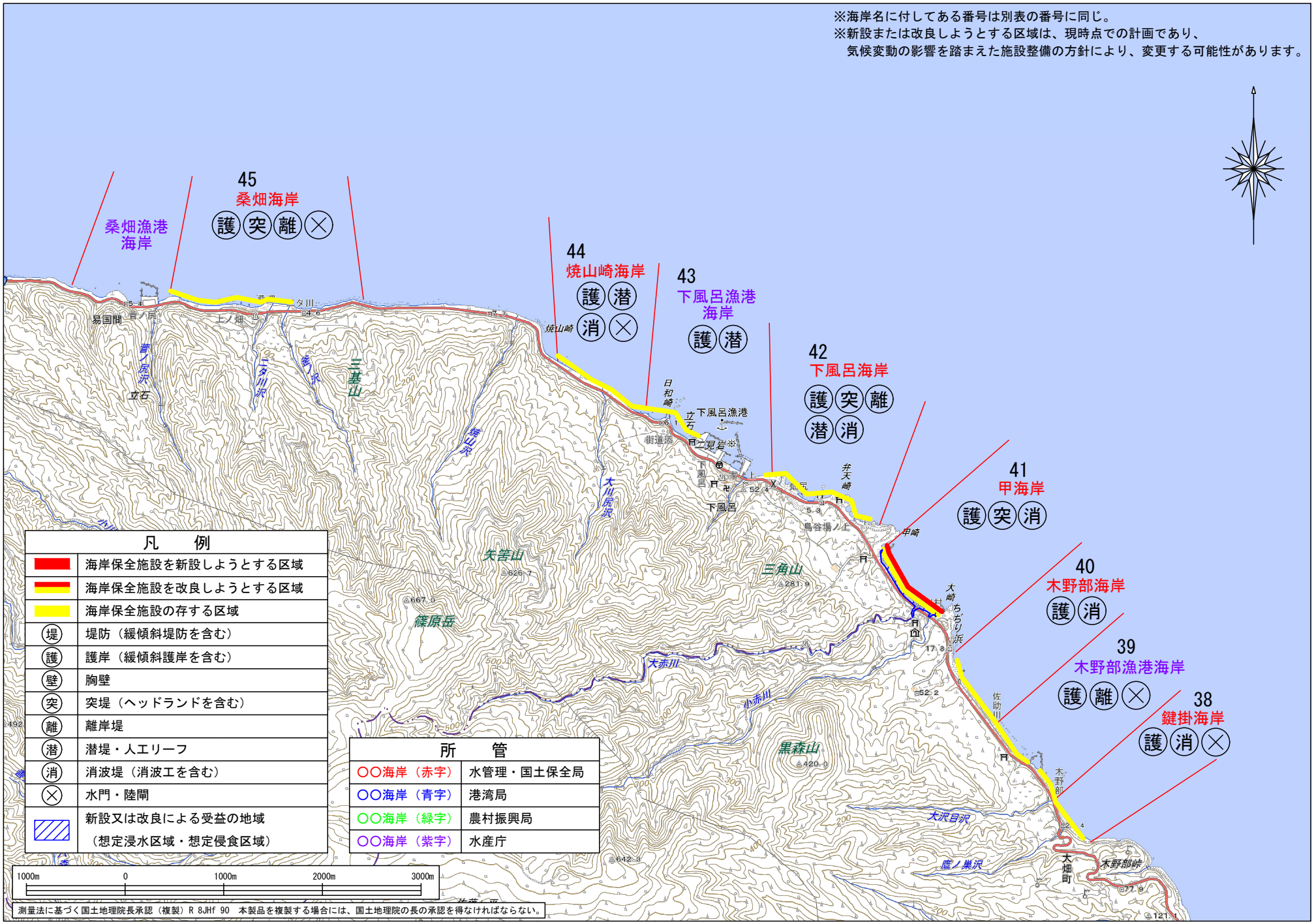

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　14／17）

令和8年9月30日時点

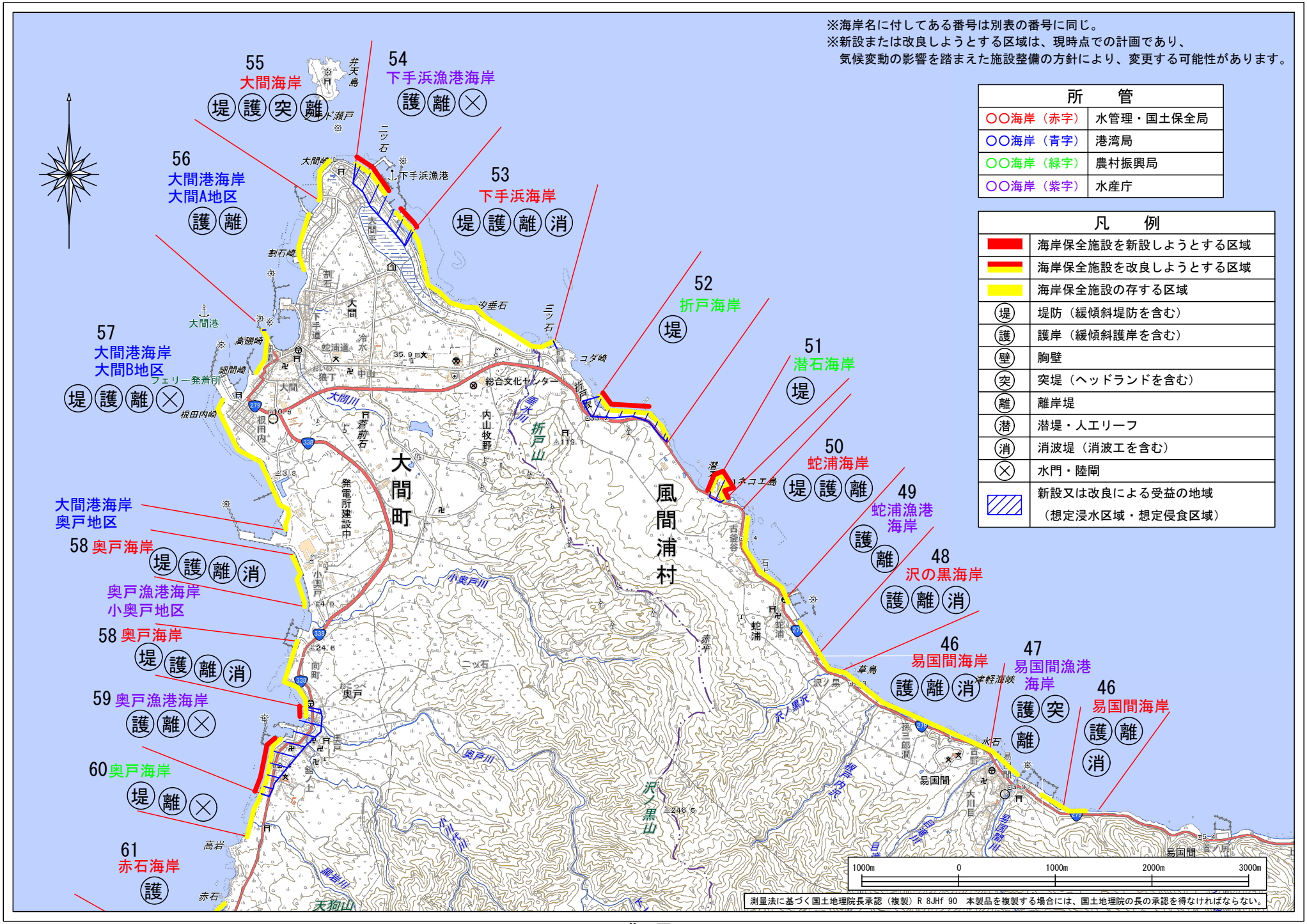

添付図（下北八戸沿岸　15／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

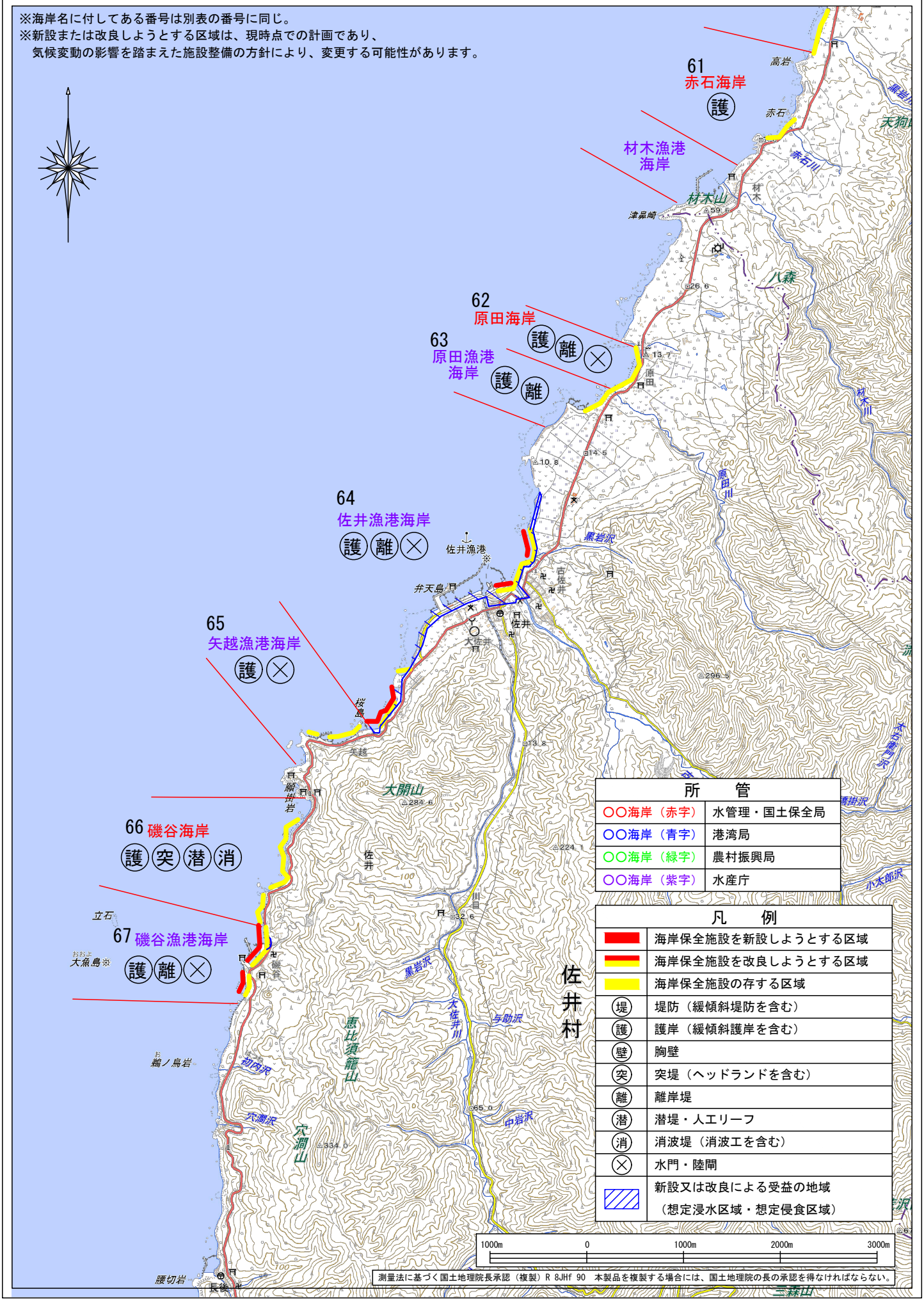

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　16／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

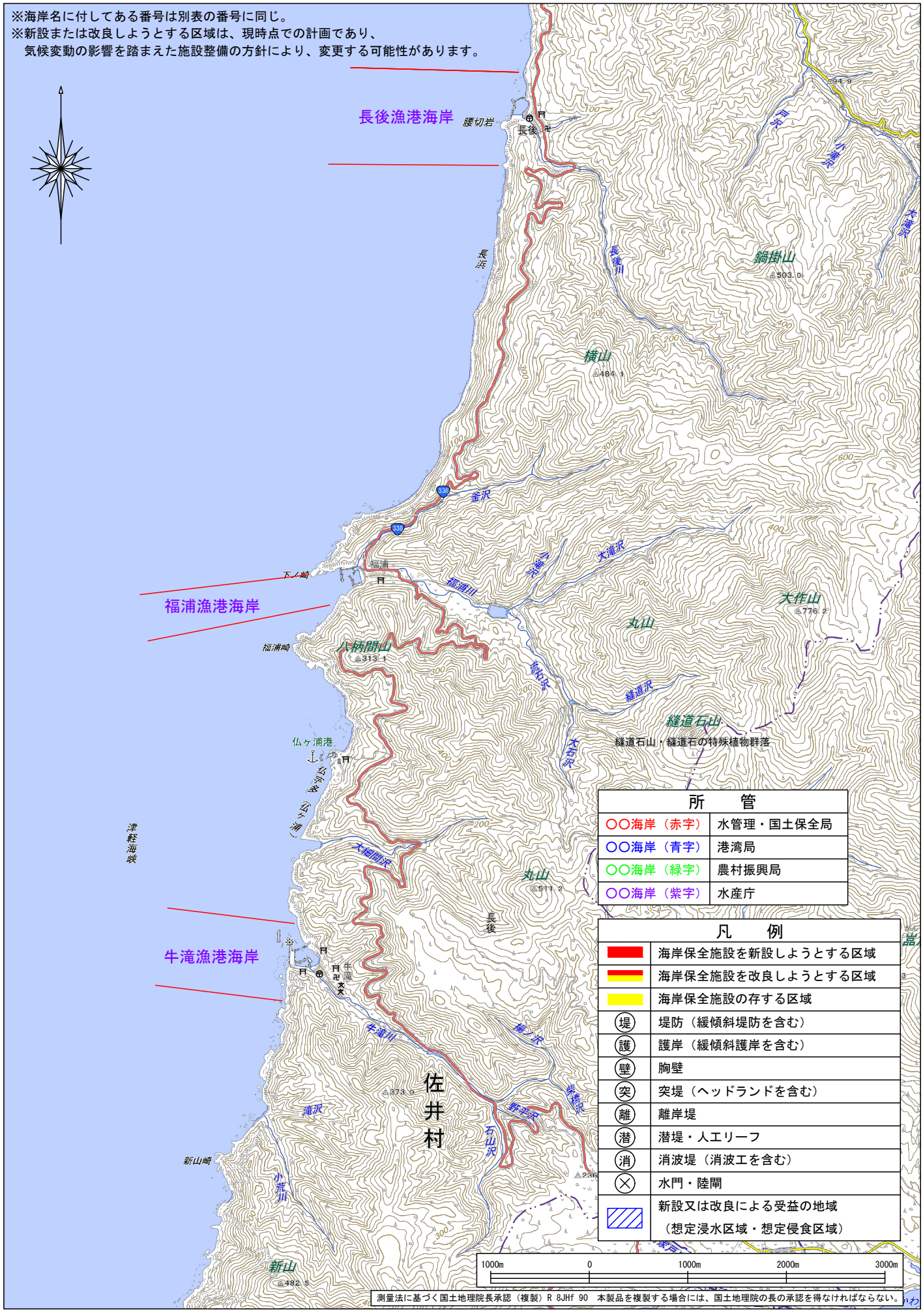

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
×	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定侵食区域）

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図（下北八戸沿岸　17／17）

令和8年9月30日時点

※海岸名に付してある番号は別表の番号に同じ。
※新設または改良しようとする区域は、現時点での計画であり、
　気候変動の影響を踏まえた施設整備の方針により、変更する可能性があります。

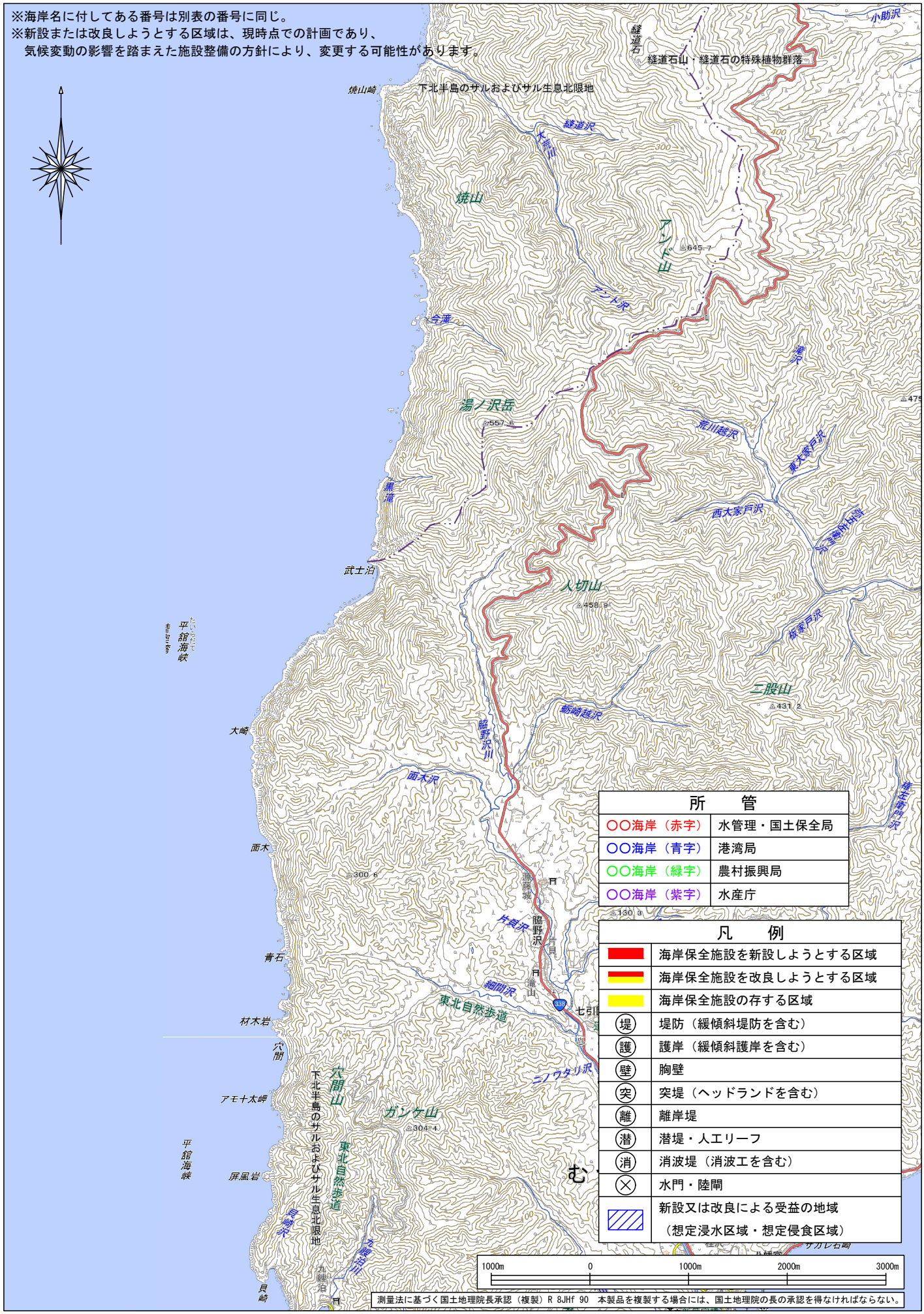

所　管	
○○海岸（赤字）	水管理・国土保全局
○○海岸（青字）	港湾局
○○海岸（緑字）	農村振興局
○○海岸（紫字）	水産庁

凡　例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩傾斜堤防を含む）
護	護岸（緩傾斜護岸を含む）
壁	胸壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
離	離岸堤
潜	潜堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
×	水門・陸閘
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

1000m　0　1000m　2000m　3000m

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 90　本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。